

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警察庁丁備三発第47号、丁総発第31号
 丁通基発第31号、丁備企発第37号
 令和6年3月14日
 警察庁警備局警備第三課長
 警察庁長官官房総務課長
 警察庁長官官房通信基盤課長
 警察庁警備局警備企画課長

各管区警察局広域調整担当部長
 各管区警察局情報通信部長
 四国警察支局情報通信部長
 警視庁警備部長
 警視庁総務部長 殿
 各道府県警察本部長
 東京都警察情報通信部長
 北海道警察情報通信部長
 各府県(方面)情報通信部長
 (参考送付先)

警察大学校副校長
 皇宮警察本部副本部長
 各方面本部長

災害発生時における広報体制の更なる強化について(通達)

各都道府県警察においては、警察活動に関する積極的な広報を推進しているが、災害警備活動の現場についても、広報専従班の現場臨場による取材対応等、具体的な取組が鋭意進められているところである。

しかしながら、近年の災害に対する国民の関心の高まり等に鑑みると、災害現場における広報(以下「現場広報」という。)をより一層積極的かつ効果的に行う必要性が認められる。

そこで、下記のとおり、現場広報班等を編成及び運用するなどして、災害警備活動に関する広報体制の更なる強化を図ることとしたので、災害発生時における積極的な広報を推進されたい。

なお、「災害発生時における現場広報の強化について(通達)」(平成30年4月25日付け警察庁丁備発第176号ほか)は、廃止する。

記

1 現場広報班等の編成

(1) 趣旨

災害が発生した場合において、災害現場で専従して広報を行う班(以下「現場広報班」という。)を編成し、災害現場における救出救助活動や捜索活動の実施状況等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行うことにより、被災地の住民への安心感の付与並びに災害警備活動に関する周知及び国民からの理解と協力の確保に努める。

(2) 編成

ア 被災地警察における編成

被災地を管轄する都道府県警察(以下「被災地警察」という。)は、災害の発生に際して、被害状況、警備部隊等の規模、予想される警察措置等

に照らし、現場広報の必要性が認められる場合、次に掲げる所属のうちから、現場広報班長（警部以上の階級又は同相当職にある者をもって充てる。）及び現場広報班員（警部以下の階級又は同相当職にある者から必要数をもって充てる。）を指名し、現場広報班を編成すること。

(ア) 警備部各所属

(イ) 広報担当所属

(ウ) 被災地を管轄する警察署（以下「被災地警察署」という。）その他現場広報班を編成する上で必要と認められる所属

イ 派遣部隊等に帯同する場合の編成

被災地警察に警備部隊等を派遣する都道府県警察（以下「派遣元警察」という。）は、被災地の被害状況、派遣する警備部隊等（以下「派遣部隊等」という。）の規模、予想される警察措置等に照らし、現場広報の必要性が認められる場合、派遣部隊等に帯同する現場広報班（以下「帯同現場広報班」という。）をアに準じて編成するとともに、当該派遣部隊等に帯同させて被災地警察に派遣すること。

ウ 被害が広範囲にわたる場合等の編成

被災地警察及び派遣元警察は、被害が広範囲にわたる場合等は、必要に応じて、複数の現場広報班又は帯同現場広報班（以下「現場広報班等」という。）を編成すること。

(3) 任務

現場広報班等は、災害現場において、被災地警察に設置された災害警備本部等の指示を受け、相互に緊密な連絡を取りつつ、警備部隊、被災地警察署、機動警察通信隊等との連携を確保した上で、次の事項を行う。

ア 被災地で取材する報道機関の要望の把握

イ 広報素材の収集

ウ 報道機関に対する広報素材の提供

エ 被災地における取材、会見等への対応

オ その他災害警備活動の広報に関して必要な事項

(4) 運用

現場広報班等は、現場広報に当たって、事前に実施の日時、場所、内容及び方法等に関し、災害警備本部等に対して報告を実施するとともに、同本部等から具体的な調整及び実施時の留意事項等を含めた必要な指示を受けること。

2 災害警備活動に関する広報実施上の留意事項

(1) 組織的な対応及び情報管理の徹底

災害による被害が甚大である場合等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行うことが困難となることが認められるときは、上記1(2)アに掲げる所属以外の所属についても、必要な範囲で支援を行うなど、組織的な対応に努めること。

また、人的被害の数に関する情報については、都道府県が一元的に集約及び調整を行うこととされていることに留意し、人的被害の数やその具体的内

容、被災者の個人情報やプライバシーに係る内容、以後の警察活動への支障を及ぼすおそれのある警備体制に関する内容等、組織的管理が必要と認められる情報については、現場広報班等による広報は行わず、災害警備本部等において一元的な管理を徹底し、広報の可否の判断を含め、慎重かつ適切に対応すること。

(2) 関係所属等の幹部の措置

ア 連携の確保と円滑な実施

災害対策担当所属、広報担当所属、機動隊及び機動警察通信隊の幹部並びに被災地警察署の広報担当責任者（以下「関係所属等の幹部」という。）は、効果的な広報の実施に必要な事項等に関し、相互に確認し、情報の共有化を図るなど、緊密な連携を確保すること。特に、そのうち広報関係業務を担う者については、災害警備活動に関する広報が円滑に実施されるよう報道関係者との良好な関係の構築に務めること。

イ 現場広報の重要性等に関する教養の徹底

関係所属等の幹部は、警備部隊員等として災害警備活動に従事することが想定される警察職員に対し、教養等を通じて、現場広報等の趣旨、重要性及び留意事項等について平素より周知徹底を図ること。

(3) 効果的広報素材の収集及び提供

現場広報班等は、広報素材の収集及び報道機関への提供に当たって、機動警察通信隊等が撮影した映像及び保有する機材を積極的に活用するなど、効果的な実施に向けた方策を工夫・検討すること。

特に、災害に伴う立入規制や交通規制等により、報道関係者が被災地や被災地域へアクセスすることが困難なため、救出救助活動等の状況を報道関係者が取材できずに、現場広報班等が撮影した映像のみしかない場合等には、報道機関へ広報素材として、同撮影映像のより積極的な提供を検討すること。

なお、機動警察通信隊は、撮影した災害現場の映像について、広報素材としての活用の有無に関わらず、撮影と同時に災害警備本部等へ伝送するとともに、撮影機材に装着した外部記録媒体等に確実に記録すること。

(4) 報道関係者の部隊帯同の検討

現場広報に当たっては、現場広報の趣旨に鑑み、報道機関の要望を踏まえ、報道カメラマン等の同行取材を行わせるなど、災害現場における報道関係者の部隊帯同を積極的に検討すること。ただし、部隊帯同に際しては、報道関係者に対して現場での活動には危険が伴うことから安全の範囲内で行動すること及び安全管理については報道各社の責任において行うこと等を説明し、事故防止に配慮すること。

(5) 警察庁との緊密な連携の確保

現場広報は、広く国民の注目を集め、時間的にも切迫した状況下で行われるなどの特殊性を有することから、災害警備本部等は、警察庁関係部局との緊密な連携の確保に配慮した上で、特に、人的被害関連情報や反響が大きいと思料される案件等に関する広報については、事前の報告、調整及び結果の報告等を確実に実施すること。

また、大規模災害の発生時には、警察庁においても災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に推進する必要があることから、各派遣部隊等において、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）の画像収集機能（「災害カメラ」アプリ）及び映像伝送機能（「映像伝送」アプリ）を活用するなどして、自部隊の活動状況に係る画像・映像を警察庁に提供することについても配意願いたい。

なお、映像伝送機能（「映像伝送」アプリ）を利用して警察庁に映像を提供するには、「大規模災害発生時における高度警察情報通信基盤システムを活用した映像等伝達要領（「大規模災害発生時における高度警察情報通信システムを活用した映像等伝達要領の改正について（通達）」（令和4年4月1日付け警察庁丁通基発第7号ほか）別添）第3に基づき、警察本部主管課の動態管理装置の利用者において、必要な映像の視聴権限設定を行う必要があることに留意すること。